

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第36回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成20年12月19日（金）13：30～15：15

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

（委員）出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，大川眞郎，奥田昌道（委員長），河村博，
富越和厚，中田裕康，夏樹静子，平木典子，堀野紀（敬称略）

（庶務）高橋総務局長，菅野審議官，安東総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成21年4月期の弁護士任官候補者について
- ・ 平成21年1月の新任判事補候補者について
- ・ 平成21年1月の修習終了後3年未満の判事補への任官候補者について
- ・ 平成21年1月の出向からの復帰候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した永井委員の後任として出田委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成21年上半期の判事補から判事への任命候補者，判事の再任候補者及び平成21年4月期の弁護士任官候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと，並びに平成21年4月期の

弁護士任官候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成21年1月の新任判事補候補者、修習終了後3年未満の者からの裁判官への任官候補者及び平成21年1月の出向からの復帰候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成21年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、12月5日の指名諮問委員会において、既に収集・提供された情報等に基づき更に慎重な検討を要するとして、指名することの適否について判断することを留保された1人について、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成21年1月の新任判事補候補者について

庶務から、12月16日午前10時から作業部会を開催したこと、本日までに、79人の指名候補者のうち、1人が任官希望を取り下げたことが説明された。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。

作業部会の検討結果を踏まえて、指名候補者78人について判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、75人については指名することが適当であると、3人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成21年1月の修習終了後3年未満の判事補への任官候補者について

庶務から、修習終了後3年未満の者の判事補への指名の適否の審査及び情報収集は、司法修習生から判事補への任命のパターンに準じて行うこととされていること、具体的には、最高裁判所から提出された資料に基づいて審議することとし、地域委員会に対しては、特に情報収集の依頼はせず、実務修習地及び所属弁護士事務所所在地を管轄する地域委員会に指名候補者の名簿及び履歴書を送付することとされている旨の説明がされた。

さらに、今回の修習終了後3年未満の判事補への任官候補者1人については、9月の委員会後に任官希望がなされ、これを受けて、諮問がされた関係で、本日の委員会より前に、情報収集に関する審議を行う機会がなかったため、委員長の了解を得て、実務修習地及び所属弁護士事務所所在地を管轄する地域委員会に対し、名簿及び履歴書を送付したこと、本日までに地域委員会から特段の情報は寄せられていない旨の報告がされた。

平成21年1月の修習終了後3年未満の判事補への任官候補者1人について、判事補として指名することの適否について審議された結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成21年1月の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している2人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、判事として指名することの適否について審議された結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成21年2月20日（金）午後3時30分から開催され、平成21年下半期の再任（判事任命）候補者等について審議することとなった。

以 上